

件 名

埼玉県人権教育実施方針の改定について

提出理由

埼玉県人権教育実施方針の改定について、別紙のとおり報告します。

概 要

- 1 埼玉県人権教育実施方針の概要
- 2 改定の背景
- 3 改定の内容

埼玉県人権教育実施方針の改定について

1 埼玉県人権教育実施方針の概要

(1) 性格

- ・ 県全体の人権施策の推進方向を示した「埼玉県人権施策推進指針」のうち人権教育についての方向性を定めたもの
- ・ 人権教育に関する主な法律や計画（※）を踏まえて策定

※人権教育に関する主な法律や計画

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、人権教育・啓発に関する基本計画、埼玉県5か年計画、埼玉県教育振興基本計画

(2) 人権教育実施方針の内容

- ・ 人権教育の基本的な方針
- ・ 校内実施体制づくりや年間指導計画の作成など学校等において人権教育を実施する上での留意点
- ・ 学習機会の提供や指導者養成など家庭、地域社会において人権教育を実施する上での留意点

- ・ 各人権課題について学校等や家庭、地域社会において取組を実施する上でのポイント

2 改定の背景

(1) 埼玉県5か年計画 日本一暮らしやすい埼玉へ（令和4年度～8年度）策定

・ 埼玉県を目指す将来像「誰もが輝く社会」

「全ての県民が互いの人権を尊重し、誰もが意欲と能力に応じて生き生きと活躍できる社会を目指します。（抜粋）」

(2) 埼玉県人権施策推進指針の改定（令和4年3月）

・ 「性的指向・性自認」、「ヤングケアラー」など新たな人権課題の追加

ア 性的指向・性自認

県実態調査から、性的マイノリティの抱える困難として差別的言動や周囲の理解不足が挙げられていること等を踏まえ、性的指向や性自認に関わる偏見や差別を生じさせないよう理解増進や相談支援を充実させる。

イ ヤングケアラー

ケアラー支援条例に基づき、ヤングケアラーに対する理解増進及びヤングケアラーが孤立することなく適切な支援を受けることができるよう関係機関が連携した相談・支援体制づくりを推進

(3) 法令改正等への対応

ア 学習指導要領の改訂

新しい学習指導要領で重視される主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習の充実を図るための人権教育の指導方法の工夫・改善

イ 人権に関する法律・条例の制定・改正

障害者差別解消法、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法など、人権に関する法律・条例の制定・改正を踏まえた対応

3 改定の内容

(1) 新たな人権課題に対する取組の追加

主な改定内容	考え方
性的指向・性自認	性の多様性の尊重について理解を深める教育を推進するとともに、性的指向・性自認に悩む人々に寄り添った相談・支援の取組を行う。
ケアラー・ヤングケアラー	ケアラー・ヤングケアラーの存在や支援の必要性について理解を深める教育を推進するとともに、関係機関が連携した相談・支援体制づくりの取組を行う。
新型コロナウイルス感染症	感染症についての正しい知識の普及とともに、感染者等に対する偏見・差別は許されないことへの理解を深める取組を行う。

(2) 法令改正等を踏まえた取組の推進

主な改定内容	考え方
学校等における人権教育の指導方法の工夫・改善	新しい学習指導要領で重視される主体的・対話的で深い学びの実現に向け、県独自の指導資料「人権感覚育成プログラム」(※1)の活用をさらに推進する。
各人権課題に対する取組	各人権課題に関して制定(改正)された法律・条例(※2)の趣旨に沿って、人権課題について正しい理解を深める取組を推進する。

※1 人権感覚育成プログラム

児童生徒が自分で考え、感じ、行動することを通じて人権問題を直感的に捉える感性を身に付けるため、参加体験型の学習プログラムを取り入れた人権課題の指導資料集。最新版は平成30年度に作成。

※2 人権課題に関して制定(改正)された法律・条例の例

障害者差別解消法、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法

人権教育実施方針の内容

現行方針

- 1 人権教育の基本的な方針
- 2 学校等における人権教育
 - ・人権教育実施体制の確立
 - ・人権教育の全体計画及び年間指導計画の作成
 - ・指導内容・指導方法の工夫・改善
 - ・教育相談体制の充実
 - ・教職員の研修の実施
 - ・学校等、家庭、地域社会相互の連携
- 3 家庭、地域社会における人権教育
 - ・生涯学習の視点に立った人権教育の実施
 - ・人権教育の基盤を作るための家庭教育の充実
 - ・人権教育を推進するための指導者の養成
 - ・学習機会の充実
 - ・地域に根ざした人権教育の実施
- 4 各人権課題に対する取組
女性、子供、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、H I V感染者等、犯罪被害者やその家族、アイヌの人々、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、災害時における人権への配慮、様々な人権問題

改定後

- 1 人権教育の基本的な方針
- 2 学校等における人権教育
 - ・人権教育実施体制の確立
 - ・人権教育の全体計画及び年間指導計画の作成
 - ・指導内容・指導方法の工夫・改善と「人権感覚育成プログラム」の活用
 - ・教育相談体制の充実
 - ・教職員の研修の実施
 - ・学校等、家庭、地域社会相互の連携
- 3 家庭、地域社会における人権教育
 - ・生涯学習の視点に立った人権教育の実施
 - ・人権教育の基盤を作るための家庭教育の充実
 - ・人権教育を推進するための指導者の養成
 - ・地域に根ざした人権教育の実施
- 4 各人権課題に対する取組
女性、子供、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、H I V感染者等、犯罪被害者やその家族、アイヌの人々、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、災害時における人権への配慮、性的指向・性自認、様々な人権問題（ケアラー・ヤングケアラーを追加）